

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和5年11月分)

令和5年12月13日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
法人企業統計調査	財務大臣	以下のとおり、調査計画を変更  ○ 集計事項の変更 集計事項のうち、「財務営業比率」の内訳項目について、実態に即した記載の整理	R5.11.29

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。